

## 第5章 総合的な評価

第3章で選定した生活環境影響調査の対象とする各項目について、第4章で環境の現況把握を行い、各生活環境影響要因の予測及び影響の分析を行った。

その結果をまとめると表5-1に示すとおりであり、すべての調査項目で生活環境の保全上の目標との整合性が図られているとともに、周辺環境への影響は実行可能な範囲で低減されていると評価される。

表 5-1 生活環境影響調査結果の概要

項目	影響要因	調査結果	予測結果	環境保全措置	基準値等との整合性	評価
大気質	煙突排ガスの排出、廃棄物運搬車両の走行による排出ガス、破碎施設の稼働による粉じん	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設予定地、周辺各1地点の調査結果 NO<sub>2</sub> : 0.010~0.015ppm (日平均値の最高値) &lt;環境基準 0.04~0.06ppm 以下 SO<sub>2</sub> : 0.002~0.004ppm (日測定値の最高値) &lt;環境基準 0.04 以下 SPM : 0.053~0.063mg/m<sup>3</sup> (日平均値の最高値) &lt;環境基準 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下 HCl : &lt;0.001ppm (日測定値の最高値) &lt;目標環境濃度 0.02ppm 以下 DXN : 0.0118~0.0139pg-TEQ/m<sup>3</sup> (年間平均) &lt;環境基準 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下</li> <li>道路沿道の調査結果 NO<sub>2</sub> : 0.010~0.015ppm (日平均値の最高値) &lt;環境基準 0.04~0.06ppm 以下 SPM : 0.050~0.060mg/m<sup>3</sup> (日平均値の最高値) &lt;環境基準 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突排ガスの排出 【長期予測】最大着地濃度 SO<sub>2</sub> (2%除外値) : 0.0032ppm&lt;環境基準 0.04ppm 以下 NO<sub>2</sub> (年間98%値) : 0.0184ppm&lt;環境基準 0.04~0.06ppm 以下 SPM (2%除外値) : 0.0722 mg/m<sup>3</sup>&lt;環境基準 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下 DXN 類 : 0.0140pg-TEQ/m<sup>3</sup>&lt;環境基準 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup> 以下 【短期予測】大気安定度不安定時 SO<sub>2</sub> (1時間値) : 0.01155ppm&lt;環境基準 0.1ppm 以下 NO<sub>2</sub> (1時間値) : 0.02227ppm&lt;環境基準 0.1~0.2ppm 以下 SPM (1時間値) : 0.13452 mg/m<sup>3</sup>&lt;環境基準 0.2 mg/m<sup>3</sup> 以下 HCl (1時間値) : 0.00358ppm&lt;目標環境濃度 0.02ppm 以下</li> <li>廃棄物運搬車両の走行による排出ガス NO<sub>2</sub> (年間98%値) : 0.019~0.020ppm &lt;環境基準 0.04~0.06ppm 以下 SPM (2%除外値) : 0.072mg/m<sup>3</sup>&lt;環境基準 0.10 mg/m<sup>3</sup> 以下</li> <li>破碎施設からの粉じん 環境保全対策を講じることから、粉じんが周辺地域に及ぼす影響は小さいものと予測される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う煙突排出ガスの影響について、以下の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響は低減されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>自主基準を厳守する。</li> <li>排ガス処理設備を導入するとともに、機器の点検、整備・補修等の維持管理を適切に行う。</li> <li>煙突排出ガス中の大気汚染物質濃度や燃焼温度等を測定し、運転管理を適切に行う。</li> </ul> </li> <li>廃棄物運搬車両の走行による排出ガスの影響について、以下の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響は低減されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両は、制限速度を遵守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。</li> <li>廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。</li> </ul> </li> <li>粉じんが発生する施設は全て屋内に設置し、作業は建屋内で行う。</li> <li>防じんカバーを設置し、粉じんの飛散を防止する。</li> <li>集じん装置を設置し粉じん抑制対策を講じる。</li> <li>発じんを防止するために散水設備を設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う煙突排出ガスが周辺環境に及ぼす影響について、長期予測結果、短期予測結果ともに環境基準を満足していることから、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> <li>廃棄物運搬車両の走行による排出ガスの影響について、NO<sub>2</sub>、SPMともに寄与率はそれぞれ0.1~1.1%、0~0.03%とわずかであり、また環境基準を満足していることから、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> <li>破碎施設からの粉じんによる影響は保全対策を講じることから影響は小さいと予測され、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> </ul>	○
騒音	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行による騒音	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境騒音(L<sub>Aeq</sub>) : 敷地境界、周辺各1地点 昼間 50~51dB&lt;参考環境基準 55dB 夜間 38~39dB&lt;参考環境基準 45dB</li> <li>道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>) : 沿道3地点 昼間 64~70dB&gt;参考環境基準 65dB</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う騒音 (L<sub>Aeq</sub>) 昼間 39~50dB&lt;参考環境基準 60dB 夜間 38~50dB&lt;参考環境基準 50dB (L<sub>5</sub>) 39~50dB&lt;参考規制基準(昼)65dB、(朝・夕)60dB、(夜)50dB</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通騒音(道路沿道) 昼間 : 64.1~70.4dB (増加量+0.1~0.4dB) &gt;参考環境基準(昼)65dB</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働による騒音・振動の影響について、以下の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響は低減されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音及び振動発生源となりうる機器は、低騒音型及び低振動型の機種を選定する。</li> <li>施設機械は基本的に屋内設置とし、騒音発生の大い機器類は、専用の防音室内に設置するか、防音カバーを設置する等の対策を講じる。</li> <li>施設レイアウトにあたっては、防音室の配置を敷地境界線から十分に距離減衰ができるように配慮する。特に、蒸気復水器は屋外設置となることから、敷地境界から離すものとする。</li> <li>各設備の性能の維持に努め、異常な騒音を発生することがないように適切に維持管理を行う。</li> </ul> </li> <li>廃棄物運搬車両の走行による騒音・振動の影響について、以下の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響は低減されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両は、制限速度を遵守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。</li> <li>廃棄物運搬車両の搬出入は、通常の稼働時間帯に行い、早朝及び夜間には行わない。</li> <li>廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働による騒音が周辺環境に及ぼす影響について、騒音の予測結果が敷地境界において規制基準を満足していることから、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> <li>廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響について、騒音の増加量は0.1~0.4dBとなっており、現況の騒音を著しく悪化させるものではないことから、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> </ul>	○
振動	施設の稼働及び廃棄物運搬車両の走行による振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境振動(L<sub>10</sub>) : 敷地境界、周辺各1地点 昼間 &lt;25~25dB 未満&lt;参考規制基準 65dB 夜間 &lt;25dB 未満 &lt;参考規制基準 60dB</li> <li>道路交通振動(L<sub>10</sub>) : 沿道3地点 昼間 31~57dB&lt;参考規制基準 70dB 夜間 31~53dB&lt;参考規制基準 65dB</li> <li>地盤卓越振動数 : 16.0~20.0Hz</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う振動(敷地境界) 昼間 : 36~56dB&lt;参考規制基準 65dB 夜間 : 25~53dB&lt;参考規制基準 60dB</li> <li>廃棄物運搬車両の走行に伴う道路交通振動 昼間 31.2~57.2dB (増加量+0.2~0.7dB) &lt;参考要請限度(昼間)70dB</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働による騒音・振動の影響について、以下の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響は低減されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物運搬車両は、制限速度を遵守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。</li> <li>廃棄物運搬車両の搬出入は、通常の稼働時間帯に行い、早朝及び夜間には行わない。</li> <li>廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働による振動が周辺環境に及ぼす影響について、振動レベルが規制基準を下回っていると予測されることから、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> <li>廃棄物運搬車両の走行による振動の影響について、道路交通振動の要請限度を大きく下回っていることから、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> </ul>	○
悪臭	煙突排ガスからの悪臭の発生及び施設からの悪臭の漏洩	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界における調査結果 特定悪臭物質 22 項目 周辺 2 地点でアセトアルデヒドが規制基準を超過している 臭気指数(臭気濃度) すべて定量下限値未満(&lt;10)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突排ガスによる悪臭 臭気濃度の最大着地濃度は通常時が 0.553、逆転層発生時が 0.272 であり、それぞれ臭気指数に換算すると-2.6、-5.6 となり、10 未満であると予測される。</li> <li>施設からの悪臭の漏洩 環境保全対策を講じることから、悪臭が周辺地域に及ぼす影響は小さいものと予測される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突排ガスからの悪臭の発生及び施設からの悪臭の漏洩の影響について、以下の環境保全措置を講じることから、実行可能な範囲で影響は低減されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>高温燃焼による分解により、悪臭の発生を抑制する。</li> <li>プラットホーム及びごみピットは屋内式とし、プラットホームには自動扉等を設けるとともにプラットホーム出入口にエアカーテンを設置する。</li> <li>プラットホーム内の空気を燃焼用空気として吸引し、ごみピット内を負圧の状態に保持する。</li> <li>全炉停止時においても脱臭対策を講じる。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>煙突排ガスによる悪臭は、敷地境界では特定悪臭物質濃度及び臭気指数は規制基準を満足すると予測された。このため、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> <li>施設からの悪臭の漏洩は、保全対策を講じることから影響は小さいと予測され、生活環境の保全上の目標との整合が図られている。</li> </ul>	○